

天龍

報 告

第 197 号

2020年7月22日

私たちの村

— 7月1日現在 —

人口 1,226 人

男 578 人 女 648 人

世帯数 685 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 齋藤印刷所

「農林水産大臣賞」受賞



南信州地域振興局長より伝達されました



生徒一丸となって頑張ろう!



みんなで記念撮影

天龍中学校生徒の活動「ハンガープロジェクト」が、令和元年度の全日本学校関係緑化コンクール学校林等活動の部で最高となる農林水産大臣賞を受賞し、6月18日(木)に南信州地域振興局の丹羽局長より伝達されました。

このコンクールは国土緑化推進機構が主催し、緑化教育、林業体験などで教育効果を上げた学校活動が表彰され、「ハンガープロジェクト」は地域での活動の広がりなどが評価されての受賞となりました。

今回の受賞を機に、地域への感謝を胸に今後とも活動に取り組みますので、引き続き村民のみなさんのご支援をお願いします。



天龍みどりの少年団が田植えをしました!!



緑の募金にご協力
ありがとうございました

みなさんのご協力により天龍村全体で87,535円が集まりました。この募金は地域の緑化やみどりの少年団活動への補助、森林づくりに還元されます。(募金は6月22日付けで、飯伊地区緑の募金委員会に送金しました。)

5月29日(金)、天龍みどりの少年団の5年生3人が田植えをしました。当日は多くの農業委員のみなさんにも参加・指導いただき、無事に田植えを終えることができました。今後は農業のプロに水田管理などを教えていただきながら、美味しいお米を育てます。今回植えた「風さやか」と「もりもち」は、12月のおやす・しめなわ・もちつき大会で美味しくいただく予定です。

議会だより
第1回臨時議会

第1回臨時会は、5月1日(金)に開催し、左記の議案について、原案どおり可決されました。

承認された案件

○「令和元年度辺地対策事業おきよめの湯増改築整備工事」請負契約の変更について(専決第1号)
内容は、請負契約の変更を行ったもので、主な変更点は、既存建物の基礎部分の解体撤去、浴槽縁石及び排水溝改善に伴う計画の変更、厨房内部の改修などです。
なお、変更後の請負金額は、1億4,295万6千円です。
○天龍村税条例などの一部を改正する条例について(専決第2号)
内容は、個人住民税のひとり親に対する税制上の措置として、未婚のひとり親に対する寡婦(寡夫)控除の適用、住民税の人的非課税措置の適用などの改正、地方法人税の電気供給業に係る課税方式などの見直し、資産税に関し所有者不明土

地などに対し現所有者に対する申告の制度化、現使用者を所有者とみなす制度の拡大、新築住宅などに係る固定資産税減額措置に関する特例期間の2年間延長などの改正条文の整備をしたものです。
○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(専決第3号)
内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、低所得者に対する5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げなど、条文の整備をしたものです。
○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について(専決第4号)
内容は、国で定めた基準政令により、消防団員などの損害補償に係る補償基礎額の引き上げと、障害補償額の前払一時金などが支給された場合における、障害補償年金などの支給停止期間などの算定に用いる利率が改正されたことにより、条文の整備をしたものです。

可決された案件

○固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

報 告

例について
内容は、行政手続きにおける情報通信技術の利用に関する法律の改正により、情報通信技術を活用した行政の推進などに関する法律へと改められたことに伴う関係条文の整備をしたものです。
○令和元年度天龍村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
内容は、令和2年度へ繰り越す事業や予算について地方自治法の規定に基づき議会に報告したものです。
○令和元年度天龍村一般会計事故繰越計算書の報告について
内容は、平成30年林業施設災害復旧事業において、令和元年度中に増破により工法変更が生じたことから年度内の事業完了には至らず令和2年度へ繰り越す予算について、地方自治法の規定に基づき議会に報告したものです。

予 算

○令和元年度天龍村一般会計補正予算(第6号)(専決第5号)
○令和元年度天龍村国民健

令和元年度 補正予算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第6号) 専決	25億7,923万円	6,940万円	26億4,863万円
国民健康保険 (第5号) 専決	1億5,983万円	△844万円	1億5,139万円
村営水道 (第5号) 専決	7,596万円	△1,282万円	6,314万円
村営下水道事業 (第4号) 専決	5,055万円	△53万円	5,002万円
介護保険 (第5号) 専決	3億1,115万円	△4,381万円	2億6,734万円
後期高齢者医療保険 (第2号) 専決	3,033万円	2万円	3,035万円

康保険特別会計補正予算(第5号)(専決第6号)
○令和元年度天龍村営水道特別会計補正予算(第5号)(専決第7号)
○令和元年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第4号)(専決第8号)
○令和元年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第5号)(専決第9号)
○令和元年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)(専決第10号)
○令和2年度天龍村一般会計補正予算(第1号)

議会だより
第2回定例議会

第2回定例会は、6月11日(木)に開会し、23日(火)までの13日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○天龍村税条例の一部を改正する条例について
内容は、新型コロナウイルス感染症による納税者などへの影響の緩和を図るため、個人住民税 固定資産税 軽自動車税などに係る特例措置を講ずるとともに、各種税の減収を補填する措置などを講ずる内容に改正したものです。
○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
内容は、国民健康保険税の算定要素である資産割を廃止し、他の所得割、均等割平等割の税率で調整するもので、医療分については資産割を廃止したうえで、所得割3・8%を4・0%に、均等割1万4千円を1万5千円に、平等割2万1千円

を2万2千円に、それぞれ引き上げ、後期高齢者支援分では資産割を廃止したうえで、所得割1.8%を1.9%に、均等割7千円を8千円に引き上げ、介護分においても資産割を廃止し、所得割2.0%を2.1%に引き上げるなどの内容に改正したものです。

○天龍村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、「傷病手当金」を支給できるよう、新たに「傷病手当金」の額の算定方法や支給期間などの諸規定を追加するものであり、新型コロナウイルス感染症対策として、労働者が感染した場合に、休みやすい環境を整えることを目的とする内容に改正したものです。

○天龍村介護保険条例の一部を改正する条例について

内容は、令和元年10月からの消費税率10%への引上げに伴い低所得者層における保険料の軽減賦課が実施されており、令和元年度においては、完全実施までの

2分の1の減額幅の基準を定めた実施となっていたところ、令和2年度からは消費税率10%の引上げが満年度化となるため、保険料軽減を完全実施するもので、保険料を定める低所得者段階の第1段階から第3段階までの各段階においてそれぞれ軽減額の引上げを行う内容に改正したものです。

○天龍村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、長野県後期高齢者医療広域連合で新型コロナウイルス感染症の対策として、「傷病手当金」が新たに設けられたことにより、天龍村で行う事務に「傷病手当金の申請受付」を追加する内容に改正したものです。

○天龍村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

内容は、一般に民営事業体等の「特定地域型保育事業者」において、3歳未満の保育認定子どもの保育が終了する際に、関係する認定保護者の希望に基づき、引き続き保育の提供がで

る要件として、地域の公的かつ基幹的な認定こども園幼稚園、または保育所との連携を図ることが義務付けられていますが、これを免除する要件を追加し、緩和措置を図ることで保育施設の確保をしやすくする内容に改正したものです。

○天龍村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

内容は、3歳未満児を対象とした小規模の公営、または民間事業者である「家庭的保育事業者等」において、児童の保育が終了した後も教育又は保育が継続的に提供されるよう、地域の公的かつ基幹的な保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として確保することとなっており、必要に応じて連携協力を受けるための規定が定められています。また、連携協力を行う者が確保する際の要件や、連携施設の確保を免除する場合の要件等改めて規定することで、保育環境の整備を図るものです。なお、家庭的保育事業者等は、現在村内にはありませんが、制度

上定める必要があり、内容を改正したものです。

○下伊那南部総合事務組合規約の一部を改正する規約について

内容は、南部訪問看護ステーションさくらの運営が令和2年4月1日から県立阿南病院へ移管したため、下伊那南部総合事務組合で事務処理を行う必要がなくなったことで規約の内容を改正したものです。

同意された案件

○天龍村農業委員会委員の任命について

農業委員会委員として、応募のありました次の候補者11名が任命されました。

- 宮澤 悟 (西原区)
 - 遠山直代 (西原区)
 - 村松克一 (向方区)
 - 柿下忠雄 (中井特区)
 - 大平宮正 (松島区)
 - 宮澤敏仁 (東原A区)
 - 熊谷忠則 (下山区)
 - 佐々木裕子 (戸口区)
 - 村松民雄 (梨畑区)
 - 遠山福景 (大河内区)
 - 大杉廷臣 (坂部区)
- 任期 令和2年7月20日から
令和5年7月19日まで

報 告

○有限会社天龍農林業公社の経営状況の報告について

○有限会社龍泉閣の経営状況の報告について

意 見 書

○地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

内容は、議員のなり手不足解消へ向け、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにしていくことも議員を志す新たな人材確保につながっていくひとつと考え、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、関係機関へ意見書を提出するものです。

請 願 ・ 陳 情 ・ 要 請

○「核兵器禁止条約への日本政府の署名・調印と批准を求める意見書の提出」に関する陳情書について

審議の結果採択され、関係大臣等へ意見書を送付しました。



予 算

- 令和2年度天龍村一般会計補正予算(第2号)について(専決第11号)
- 令和2年度天龍村一般会計補正予算(第3号)
- 令和2年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 令和2年度天龍村営水道特別会計補正予算(第1号)
- 令和2年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第1号)

一 般 質 問

- 板倉幸正議員
一、新型コロナウイルス感染症、熱中症に関する村教育長の考え方と対応について
- 後藤知久議員
一、新型コロナウイルスの対応について
二、農地荒廃化防止事業交付金について
- 熊谷美沙子議員
一、買物弱者対策としてのご用聞き事業について
二、タブレット事業について
三、今後の学校教育について
- 今村久雄議員
一、新型コロナウイルス問題を予断を許さない状況下にあるが、県外から車やバイク等での来村者は日毎に増えている。来村者への対応をどうしたら良いか、

令和2年度 補 正 予 算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第1号)	21億1,400万円	1億4,327万円	22億5,727万円
一 般 (第2号) 専決	22億5,727万円	3,075万円	22億8,802万円
一 般 (第3号)	22億8,802万円	1,089万円	22億9,891万円
国民健康保険(第1号)	1億5,187万円	2万円	1億5,189万円
村 営 水 道 (第1号)	6,433万円	257万円	6,690万円
村営下水道事業(第1号)	4,831万円	153万円	4,984万円

- 村松小司郎議員
一、災害が発生した場合の避難時の新型コロナウイルス感染症予防対策について
- 村松克一議員
一、アフターコロナ経済と式への変革について
- 二、新型コロナウイルス禍、小・中学校にオンライン教育の為の設備導入をする事について
- 三、「地元店舗応援券」の発行事業は新生活様式の推進と共に、当村のような小さな経済圏では大きな経済効果が期待できるので第2弾を実施するべきではないか

故 大 平 巖 氏 に 叙 位



村長より伝達された故 大平巖さん叙位

本年3月28日(土)に亡くなられました、南中区の故大平巖氏に、位記(従六位)が授与され、6月12日(金)に永嶺村長より伝達されました。故大平氏は、平成16年11月から平成28年11月まで3期12年の永きにわたり、天龍村長を務められ、村の財政再建に取り組ながら、ふれあいステーション龍泉閣や天龍温泉おきよめの湯を中心とした観光施策の推進、天龍保育所やおきよめの湯の建替工事など、数多くの事業を手掛けられ村の発展に多大なご尽力をいただきました。これら地方自治の発展に寄与された功績が認められ、今回の受章となりました。

令和元年度 「ふるさと寄附金」運用状況



令和元年度の寄附金総額は2,072万2千円、寄附者総数1,307名でした。使途運用状況は下記のとおりです。寄附者の方々のご厚意にお応えできるよう基金に積み立て保管しています。基金から得た利息につきましても積み立てをし、年度末基金総額は4,276万3千円となっています。

本年度は、小・中学生への入学祝金事業、小中学校給食費の補助事業、インフルエンザ予防接種補助事業、ICTタブレット使用料、ハンガープロジェクト消耗品、奨学金基金(龍蛇山澤基金)にみなさんからいただいたふるさと寄附金488万円を財源として活用させていただきました。

令和2年3月31日現在

令和元年度 寄 附 金	寄附金 総 額	利息分*	使途コース別の寄付金額						
			①福祉に関する事業	②子育て支援、学校教育に関する事業	③自然環境、農林業の振興に関する事業	④観光に関する事業	⑤文化・生涯学習・スポーツに関する事業	⑥その他に関する事業	
	20,722,000		3,845,000	4,167,000	5,238,000	959,000	655,000	5,858,000	
前年度末基金総額(a)	26,920,000	11,249	3,068,001	7,234,000	5,990,000	1,616,500	718,500	8,281,750	
基 金	寄附金積立金(b)	20,722,000	3,845,000	4,167,000	5,238,000	959,000	655,000	5,858,000	
	運用利子積立金(c)	1,000	1,000						
	活用させて頂いた金額(取り崩し金額)(d)	4,880,000	2,670,000	1,210,000				1,000,000	
	差し引き残額(a)+(b)+(c)-(d)	42,763,000	12,249	4,243,001	10,191,000	11,228,000	2,575,500	1,373,500	13,139,750
再 掲			活用させていただいた寄附金						4,880,000

※一般財源による加算分も含まます。

(単位：円)

(有)龍泉閣 令和元年度の経営状況を公表します

○収支報告

(単位:万円)

区 分	平成30年度 決 算	令和元年度 決 算	差引増減
〈収入〉			
宿泊温泉売上	2,289	2,388	99
飲食宴会売上	2,564	2,044	△ 520
売店売上	699	672	△ 27
その他	209	212	3
計	5,761	5,316	△ 445
売上原価	2,103	1,865	△ 238
売上総利益	3,658	3,451	△ 207
〈費用〉			
人件費	3,085	3,073	△ 12
その他経費	2,222	2,107	△ 115
計	5,307	5,180	△ 127
営業利益	△ 1,649	△ 1,729	△ 80
営業外収入	36	84	48
*村補助金	1,300	1,600	300
計	1,336	1,684	348
営業外費用	0	0	0
経常利益	△ 312	△ 45	267
法人税、事業税	18	18	0
当期純利益	△ 330	△ 63	267
累計利益	△ 1,501	△ 1,564	△ 63

○施設利用状況

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
宿 泊 者	2,737	3,100	363
宴会利用者	1,695	1,167	△ 528
レストラン利用者	10,703	8,816	△ 1,887
ラウンジ利用者(組)	898	618	△ 280
計	16,033	13,701	△ 2,332

○入浴利用者

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
一 般 利 用 者	11,023	10,146	△ 877
村 民 保 養 券	1,835	1,575	△ 260
計	12,858	11,721	△ 1,137

○施設利用者

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	増 減
合 計	28,891	25,422	△ 3,469

○役員数数の状況

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
取 締 役	6	6	0
社 員	11	14	3
計	17	20	3

令和元年度は、宿泊温泉部門の売上が伸びましたが、飲食宴会部門の売上が伸び悩んだため、売上収入は3,316万円となりました。売上原価や費用などを差し引いて、村からの補助金などを加えた最終的な当期純利益は△63万円となっています。

令和2年度に入ってから新型コロナウイルスの影響により売上が大幅に減少するなど、非常に厳しい状況が続いています。引き続き経費については無駄を省き、更なる経費削減に努めてまいりますので、今後とも積極的に龍泉閣をご利用いただきますようお願いいたします。

※村補助金について ~村民のみなさまへのお願い~

令和元年度、村では龍泉閣に対して1,600万円の運営補助金を出しています。

龍泉閣の経営状況は上記表でご確認いただいたとおり、令和元年度は当期純利益が△63万円となっており、

実際には(村からの1,600万円の補助金を除くと)損失が1,663万円発生し、依然として厳しい経営が続いています。こうした状況のなか、龍泉閣の経営を維持していくためには、多額の補助が必要であり、加えて累積損失(令和元年度末現在で1,564万円)の早期解消のためには、更なる補助や経営改善が必要との考えから、令和元年度についても村から1,600万円の補助金を出しています。

村にとって、1,600万円の補助金を出すことは大変なことです。現在の龍泉閣は、村民の飲食・交流の場、憩いの場のみならず、就労や農産加工品販売の場となっており、天龍村に欠かせない施設となっており、村としてはやむを得ない支出と考えています。

村民の皆さまにおかれましては、龍泉閣の厳しい経営状況と村の経営支援についてご理解をお願いするとともに、今後も龍泉閣を積極的にご利用いただき、経営向上にご協力くださいますようお願いいたします。

(有)天龍農林業公社 令和元年度の経営状況を公表します

○収支報告

(単位:万円)

区 分	平成30年度 決 算	令和元年度 決 算	差引増減
〈収入〉			
一般受託収入	584	389	△ 195
生産品販売収入	431	365	△ 66
農作業受託収入	357	172	△ 185
商品売上	2,043	0	△ 2,043
計	3,415	926	△ 2,489
〈費用〉			
人件費	1,869	993	△ 876
(率)	34.9	68.3	
経 費	3,481	460	△ 3,021
(率)	65.1	31.7	
計	5,350	1,453	△ 3,897
営業利益	△ 1,935	△ 527	1,408
営業外収入	57	12	△ 45
村補助金	1,966	1,138	△ 828
計	2,023	1,150	△ 873
支払利息、雑損失等	15	0	△ 15
経常利益	73	197	124
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
法人税等	13	51	38
当期利益	60	146	86
累計利益	△ 4	142	146

○役員数数の状況

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
取 締 役	4	3	△ 1
社 員	1	1	0
(臨時労務員 参考)	(31)	(31)	0
計	5	4	△ 1

※役員数は社長を除く。また臨時労務員は参考です。

○事業報告

1.利用契約農地(耕地面積)

(単位:㌾)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
田	147	147	0
畑	452	441	△ 11
計	599	588	△ 11

2.遊休利用農業経営面積

(単位:㌾)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
あ け び	36	36	0
栗	0	0	0
か り ん	0	0	0
茶	54	56	2
小 梅	1	1	0
中 梅	1	1	0
ゆ づ	130	128	△ 2
ビバパプリコット	5	5	0
ていざなす	24	24	0
雑 穀	0	0	0
育 苗	0	0	0
水 稲	147	147	0
その他野菜	132	132	0
計	530	530	0

平成31年4月より、分社化され新たなスタートの年となりました。収入については、一般受託が約33%の減少、その他の生産品販売、農作業受託も減少となりました。また、商品売上は分社化により皆減となりました。しかし、人件費、経費等の費用が約70%減少したため営業利益が増やすことができました。

令和2年度は、農業生産部門としての2年目を迎えますが、村の連携をさらに強めると共に、村民のみなさんとも連携することを目指し、引き続き農地の荒廃化防止に取り組んでまいります。



新型コロナウイルス感染症対策

「新しい生活様式」の定着と
経済活動の両立

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は、5月25日(月)に全国すべての都道府県で解除となりましたが、依然として人口の集中する都市部では、連日感染に関する報道が続いています。

村では、4月7日(火)の政府による7都府県への緊急事態宣言発令時から感染拡大対策を強化、村長による村民のみなさんへのメッセージの発出や小中学校の臨時休校、イベント・行事の中止、公共施設などの使用制限や飛沫防止板の設置などの施設内での対策を実施し、感染拡大防止に努めてまいりました。

また、村民のみなさんへの特別定額給付金の早期給付、村独自の子育て世帯に対する支援特別給付金や村内事業所に対する事業持続化給付金の給付、地元店舗応援券の発行を実施、マスクや消毒液などの全世帯及び各避難所への配布や村出身学生応援事業なども現在実施中であり、家計の補助や経済対策も行っています。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長野県と天龍村では以下の信州版『新たな日常のすすめ』を作成し、政府の専門家会議が推奨する「新しい生活様式」の定着を目指します。

～ 信州版『新たな日常のすすめ』～

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します(飛沫感染)。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します(接触感染)。

感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう。

- 感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い)を徹底しましょう。
- 「3つの密」(密閉、密集、密接)を回避しましょう。
- 毎日の健康チェックを欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの強い症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

11ページの「保健師だより」もご参照ください！

「地元店舗応援券」の
配布について

村では、新型コロナウイルス感染症の影響による買い物機会の減少に対し、消費喚起と地元店舗の事業継続及び売上拡大を図ることに、収入減による生活支援を目的とした「地元店舗応援券発行事業」を左記のとおり実施します。期限内に取扱店舗にてご利用ください。

配布対象者

令和2年5月1日(金)現在で、天龍村に住所を有する方

支給額

1人当たり1万円

有効期間

令和2年7月1日(水)から
令和3年1月31日(日)

取扱店舗

6月26日
(金)付で郵送
しました取
扱店一覧表
をご参照く
ださい。



新型コロナウイルス感染症対策のための 天龍村立小中学校の臨時休校の対応について

(ご理解とご協力の御礼)



天龍村教育委員会

教育長 竹田 順次

日頃は教育行政に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

春休み前の臨時休校へのご協力、時間を短縮しての入学式、始業式へのご理解をいただき、新年度が始まった矢先の4月8日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長である長野県知事から「3密」回避の徹底を図るため、小・中学校、高等学校および特別支援学校等に対して、4月17日まで臨時休校を含め、リスク低減の適切な措置を取るよう要請されました。また、飯田保健福祉事務所管内でも新たな感染者が確認され、長野県においても毎日新たな感染者が確認されたりする状況となってまいりました。

このような状況であったため、天龍小・中学校は4月13日から4月24日まで臨時休校を行うことを決定しました。この間、週に2日間の臨時的登校日を設け学習の機会を確保してまいりました。続いて4月17日に長野県知事から「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」が決定され、県立学校は4月18日から5月6日まで臨時休校を行うことを決定し、市町村も同様の措置を取るよう要請されました。このような状況下でありましたが、この間は5日間の臨時的登校日を設けるなど学びの保障も考慮しつつ、感染防止のための措置を徹底し、5月10日まで臨時休校を延長しました。

飯田保健福祉事務所管内では、4月9日以降、新型コロナウイルス感染症の陽性者は出ていませんでしたが、この時点では今後の終息を見通すことは極めて困難であり、制限された状況での学校運営が想定されるような状況が踏まえ、続けて、5月24日まで臨時休校延長を決定しました。この間は週に3日の臨時的登校日を設け、対応したところがあります。

臨時的登校日は生徒の学習状況の確認及び健康観察を行うために実施し、日課を工夫して天龍小・中学校が大事にしている行事なども縮小や短縮を図り行っていたいただきました。

毎日各家庭での検温、マスクの着用の徹底や手洗いの励行などや人が密集・密接・密閉の環境を回避した環境を作るため、規模を縮小したり、時間を短縮したり、間隔の確保や換気するなど工夫し、感染防止に努めていただきました。

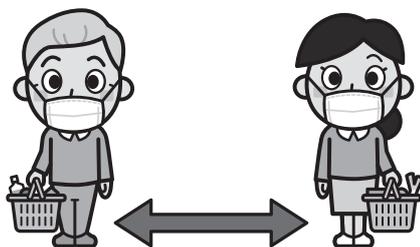
5月15日には国から緊急事態宣言の解除を受けた長野県としての対応が決定され、県立学校においては5月23日から段階的に再開すると決定され、市町村立学校については、近隣市町村でも段階的に再開したところがあります。

5月の連休を挟んでの6週間の臨時休校期間中の長い間の対応の甲斐があつて、感染もなく無事学校生活が戻りつつあります。感染予防を継続しながらではありませんが、5月25日から学校が再開できることになりました。まずもって感謝であります。

今後学びの保障を長期休暇の短縮など工夫し対処してまいります。幸い小規模校であるがゆえに「3密」を回避し、臨時的登校を随時対応したことにより学習の遅れは僅かであり、家庭学習の推進と学習の機会を確保することなど工夫をしております。今後は、予算を認めていただく中で一人一台のパソコンを使用した家庭にしながら授業を受講したり、学級会議などインターネットを活かした学習方法の研究を進めてまいりたいと思っております。

長期にわたる休校措置等の対応でしたが、保護者や学校教職員をはじめその他多くの学校に関わる地域の皆様のご理解とご協力があり対処していただきました。ありがとうございます。

今後ともご指導をお願い申し上げますが、紙面にて恐縮であります。お礼の言葉とさせていただきます。



国民健康保険税率が変わります

～資産割を廃止します～

村では、平成29年度以降、国民健康保険税の税率の改定を行っていませんでした。

しかし、加入者の減少や景気の低迷による税収の減少、平成30年度の国保制度改正による影響も考え、今年度、保険税率の見直しを行いました。

村の保険税は令和元年度まで、所得割、資産割、均等割及び平等割で構成される4方式としてきましたが、令和2年度から資産割を廃止して所得割、均等割及び平等割で構成される3方式の課税方式に変更しました。

資産割を廃止する理由

資産割を廃止する主な理由は次のとおりです。

- ・平成30年度から、国民健康保険が都道府県と市町村との共同運営(広域化)となり、長野県から示される標準保険料率の算定が3方式であること。
- ・収益性のない住宅などへの賦課に対する負担が大きく、特に低所得世帯への負担が大きいと判断されるため。

新しい税率は下記のとおりです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分すべての資産割を廃止し、その減収分をその他の税率へ振り分ける事で全体としての収入がほぼ同額となるよう調整を行っています。

国保加入者のみなさんの健康を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

改正前税率

医療費給付費分	
所得割額	3.80%
資産割額	18.20%
均等割額	14,000円
平等割額	21,000円



改正後税率

医療費給付費分	
所得割額	4.00%
資産割額	0%
均等割額	15,000円
平等割額	22,000円

後期高齢者支援金分	
所得割額	1.80%
資産割額	9.90%
均等割額	7,000円
平等割額	10,000円



後期高齢者支援金分	
所得割額	1.90%
資産割額	0%
均等割額	8,000円
平等割額	10,000円

介護納付金分	
所得割額	2.00%
資産割額	14.00%
均等割額	11,000円
平等割額	6,000円



介護納付金分	
所得割額	2.10%
資産割額	0%
均等割額	11,000円
平等割額	6,000円

所得割：加入者の前年の所得に応じて計算
資産割：加入者の固定資産税額に応じて計算

均等割：加入者1人につきいくらと計算
平等割：1世帯いくらと計算

※詳しい金額については、納税通知書が世帯主あてに送付されていますのでご覧ください。

課税限度額の改定

高所得者に応分の負担を求め、中低所得者の負担軽減を図る目的で、国の基準に合わせて課税限度額を改定します。

	改定前 (令和元年度)	改定後 (令和2年度)
医療費給付費分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円 (改定はありません)
介護納付金分	16万円	17万円

軽減判定所得の改定

一定の所得以下の世帯については、均等割額と平等割額が軽減されます。
この軽減対象となる所得の基準について、経済動向などを踏まえ国の基準に合わせて見直しを行いました。

軽減割合	世帯主及び国保加入者の総所得金額	
	改定前 (令和元年度)	改定後 (令和2年度)
7割	33万円	33万円 (改定はありません)
5割	33万円+ (28万円×加入者数) 以下	33万円+ (28.5万円×加入者数) 以下
2割	33万円+ (51万円×加入者数) 以下	33万円+ (52万円×加入者数) 以下

(補足) 加入者数には、特定同一世帯所属者の数を含みます。
(補足) 所得申告がされていない場合は、軽減の対象になりません。

各種保険証が
8月から変わります

現在使われている次の保険証などの有効期限は令和2年7月31日(金)になります。

◎「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」

◎「後期高齢者医療被保険者証」

◎「福祉医療受給者証」

それぞれの加入者方に新しい保険証などが送付されますので、交換をお願いします。8月1日(土)以降に医療機関などにかかる時には、新しい保険証などを窓口で提示してください。

◎「標準負担額減額認定証」

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」

入院時などに食事代などを減額することができると、住民税非課税世帯の方が対象になります。申請及び更新が必要な場合は、役場または南支所で手続きをお願いします。

◎「限度額適用認定証」

70歳以下の方の入院時の医療費を所得に応じた限度額までに留めることができる認定証で、70歳以下の方で国保税滞納者以外の方が対象になります。申請及び更新が必要な場合は、役場または南支所で手続きをお願いします。不明な点は、住民健康支援係までお問い合わせください。☎32-1021

◆国保からのお知らせ◆

7月13日・14日の村の集団特定健診を受診されなかった方は、個人で医療機関を受診し特定健診を受けましょう(個別健診)。

人間ドックなど(特定健診付き)を受診する方法もあります。

自分の健康を過信せず、年に1度の健診で、からだの状態を確かめましょう!

※個別健診、人間ドックを受診する際は、6月にお送りした「受診券」を、忘れずに提示してください。



稲葉クリーンセンターでは家庭ごみの搬入量が増え、施設の維持費用が想定を上回る状況です。

ごみの中には分別することで、資源になる物もありますので、積極的にごみの分別をしていただき、搬入量の減量に一層のご協力をお願いします。



低所得者の介護保険料の軽減について

令和元年10月の消費税10%への引上げに伴い、低所得者層における保険料の軽減賦課を完全実施まで、2分の1の減額幅の基準を定めて実施しているところですが、令和2年度からは消費税率10%の引上げが満年度化となるため、保険料軽減を完全実施します。これにより、第1段階から第3段階までの各段階においてそれぞれ下記のとおり保険料の軽減を行います。

変更	段階	対象者	年額保険料
			令和2年度
○	第1段階	生活保護の方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方、または前年所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	軽減後18,000円 (軽減前22,500円)
○	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	軽減後30,000円 (軽減前37,500円)
○	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	軽減後42,000円 (軽減前43,500円)
	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	54,000円
	第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	60,000円
	第6段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額120万円未満の方	72,000円
	第7段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	78,000円
	第8段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	90,000円
	第9段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上の方	102,000円

注:所得段階第4段階から第9段階の人の保険料に変更はありません。令和2年4月から令和2年6月までの保険料(仮算定賦課)は軽減前の保険料を按分し納入いただいております。7月以降の保険料(本算定賦課)は第1段階から第3段階までの各段階に該当した方については、上記年間保険料となるよう保険料を調整し、納入いただくこととなります。 問い合わせ先:住民課健康支援係 ☎32-1021

令和2年度 自衛官募集案内

募集項目		受験資格	受付期間	採用試験日
一般曹候補生		18歳以上33歳未満	7月1日(水)~9月10日(木)	1次:9月18日(金)~20日(日)のうち1日
自衛官候補生		18歳以上33歳未満	年間通じて実施	9月19日(土)、10月31日(土)、11月29日(日)
航空学生		海:高卒(見込含)23歳未満 空:高卒(見込含)21歳未満	7月1日(水)~9月10日(木)	1次:9月22日(火)
防衛大学校学生	推薦	高卒(見込含)21歳未満	9月5日(土)~9月11日(金)	9月26日(土)・27日(日)
	総合選抜			1次:9月26日(土)
防衛医科大学校	一般	高卒(見込含)21歳未満	7月1日(水)~10月22日(木)	1次:11月7日(土)・8日(日)
	医学科		7月1日(水)~10月7日(水)	1次:10月24日(土)・25日(日)
	看護学科		7月1日(水)~10月1日(木)	1次:10月17日(土)

※新規高卒者の採用試験は、政府の方針により10月以降に変更される可能性があります。

▶お問い合わせ▶

自衛隊長野地方協力本部飯田出張所 ☎0265-22-2613

(飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎) ✉nagano.pco-ida@rct.gsdf.mod.go.jp

保健師だより

『ウィズコロナ』『アフターコロナ』時代を上手に生き抜く食生活のポイント

ウイルスの感染防止には、密閉・密集・密接を避ける事と、十分な手洗いやマスクの着用が推奨されています。これらを守る事を前提に、ウイルスに対する抵抗力の維持・強化を意識される方も多いと思います。マスクやSNSのデマなどに惑わされることなく、適切な

情報をもとに生活する事が大切になります。今回は野村管理栄養士に、食事についてお話を伺いました。

ウイルスに抵抗する力を「免疫」といい、食事、睡眠、運動により維持・向上が可能です。中でも重要なのは「食事（栄養）」です。近年の研究で免疫機能は、多様な栄養成分が複雑な代謝のなかで形成され、多くの種類・栄養素がいろんな形で関わっていることが分かってきました。つまり、食事から摂る多くの成分が総合的に作用しながら、様々なウイルスや病原体と戦い健康を維持しているということです。このことから、免疫機能

の維持・向上には、ある特定の栄養素や食品に偏るのではなく、いろいろな食品を摂ることが重要であることがわかります。

まずは、毎日の食事に主食・野菜・副菜を揃えることが大切です。基本は「飯やパンなどの炭水化物とたんぱく質、野菜、海藻、きのこです。これらが揃えば、麺類・丼物の一品でも問題ありません。次に、一日に肉・魚・卵・大豆製品などのたんぱく質源を摂れたか確認してください。特に高齢者は筋肉の維持・細胞の再構成のために必要であり、免疫機能の維持にも必要な栄養素です。ビタミン類をバランスよく

摂ることも大切です。中でも緑黄色野菜・果物を多めに食べる事をお勧めします。日々の料理に彩りを添えるように意識すれば、自然といろいろなビタミンを摂ることができます。

最後に、日々の食事の過不足は体重測定をする事で確認しましょう。
（栄養相談のお知らせ）
今年度、野村管理栄養士が赤ちゃんから高齢者まで、食事や栄養の相談にお答えします。すぐに使える具体的なアドバイスも受けられます。ご希望の方は住民課保健師 ☎32-11021 にご連絡ください。

地域包括支援センター

認知症予防

オレンジカフェ

認知症予防と交流のため、オレンジカフェを開催しています。

○次回の開催予定日

令和2年 8月25日(火)

※毎月の第4火曜日に開催予定(日程変更有)

○開催時間

午後1時半～3時



○開催場所

老人福祉センター

1階 機能訓練室

(天龍村役場横)

○参加費 100円

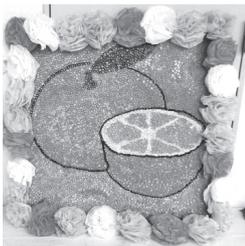
○希望者は送迎可

(事前にご相談下さい)

認知症の予防をしたい方、介護の相談をしたい方、誰でも大歓迎です。申し込みなしでも参加できますので、お気軽にご参加ください。おいしいお茶とお菓子を

準備してお待ちしています。

※開催する曜日と会場が昨年度から変更になりました。詳しい内容は、住民課地域包括支援センター ☎32-11021 までお問い合わせください。



オレンジカフェでの作品

下伊那南部建設事務所との行政交流会

6月11日(木)に下伊那南部建設事務所と村議会議員、

村職員との行政交流会が開催され、同事務所職員5名と、村議会議員8名及び村長ほか村職員5名が出席しました。

この交流会は毎年実施し



県事業の説明を受ける議員と村関係者

ており、役場会議室にて同事務所の職員から、今年度の天龍村に係る県事業の説明を受けた後、意見交換と要望を行いました。また、現場視察では、国道418号天竜川橋、的瀬地籍の崩落現場、新野川島間の道路改良事業、(主)飯田富山佐久間線に関する事業説明を受けました。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で懇親会は行いませんでしたが、下伊那南部建設事務所と村議会が一丸となって、県道の安全対策と早期改良に向け、お互い協力しあうことを確認し閉会いたしました。

空き家バンクに登録したい物件を募集しています



空き家バンク登録の場合、空き家片付け等に関する費用を

最大 20万円 助成します!!

※このほか、助成に際し規定があります。

空き家バンク登録すると…



①物件を空き家バンクに登録したい…



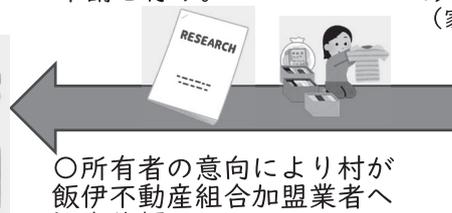
②物件の所有者が村へ空き家バンクの登録・申請を行う。



③役場職員が所有者立会いのもと、間取りや家屋の写真撮影等を実施 (家財道具等があっても可)



⑤借受 (購入) 希望者と交渉
※仲介・媒介する際は、村が飯伊不動産組合加盟業者を紹介することができます。



○所有者の意向により村が飯伊不動産組合加盟業者へ調査依頼 (任意)
○空き家の片づけを実施 (のちの借受人・購入者が実施する場合もあり)



④村で情報をまとめ、物件情報を公開 (公開範囲は申請者の希望に応じます)

※物件を借りたい・買いたい方も村への申請が必要となります。
※2019年7月に天龍村と飯伊不動産組合は「天龍村空き家情報登録制度要綱に基づく空き家の媒介に関する協定書」を締結しています。

こんなとき…まずはご相談ください

★将来的に物件を手放したいとお考えの場合
★土地と建物の名義が異なる場合

相談は無料、秘密は厳守します

●問い合わせ先 天龍村役場 地域振興課 移住定住推進係 内藤・小瀬水

☎32-1023 Mail: s-suishin@vill-tenryu.jp

Uターン相談・空き家バンク登録相談を承ります!

例年お盆期間中「空き家バンク登録相談会」を開催しておりますが、今年度は【3密】を避けるため、完全予約制で個別相談会を開催します。

日時

平日午前8時30分～午後5時15分

(お盆期間中を含む)

相談できる内容

○空き家バンクへの登録・補助金等についての説明

・お持ちの物件を活用したい、将来的には希望者に貸したい(売りたい)などのご意向をお伝えいただくだけでも構いません。

・制度の説明など、担当者の話を聞くだけでもOKです。

○天龍村へのUターン、移住等の相談

・帰って来たいが家や仕事はあるのか? 補助金等の制度はあるのか? 担当者が詳しくご説明いたします。

相談無料・秘密厳守で実施いたします。少しでも気になることがございましたら、天龍村役場地域振興課移住定住推進係まで、お気軽にお問い合わせください。

司法書士による空き家問題に関する無料電話相談会を開催します

『司法書士による「空き家問題 110番」どうする? この空き家」が実施されます。Uターン相談・空き家バンク相談と併せてご利用ください。
○日時 令和2年8月10日(月)
午前10時～午後4時

○専用電話番号 0120-0448-788

(平日のみの専用(臨時)の番号です)

※相談は無料、秘密は厳守いたします。

ご用聞き事業が 始まりました!

今年2月の買物弱者対策に関する拠点施設設立準備委員会からの答申を受け、6月からご用聞き事業が始まりました。

ご用聞き事業を利用すれば、自宅にいなから村内商店が取り扱う商品注文でき、自宅で受け取ることができます。詳しい利用方法は、5月にお配りした商品カタログをご覧ください。多くの方のご利用をお待ちしています。
お問い合わせ先
080・7825・3837



私たちが配達します

総合教育会議

6月12日(金)、文化センターなんでも館で、令和2年度第1回天龍村総合教育会議が開催されました。

今回の意見交換では、新型コロナウイルス感染症に関する小中学校や村の今までの対応と、これからの課題について多くの意見が挙げられました。小中両校長から、感染症対策の中での授業や児童・生徒の様子などの状況説明があり、村長からは対策に奮闘する先生方へのお礼とねぎらいの言葉などがありました。また、教育委員会からは

受けましたか? 浄化槽の法定検査

浄化槽法では、清らかな水や豊富な地下水などの自然環境を守るため、保守点検や清掃の他、法定検査を義務付けています。これは、県知事が指定する検査機関が毎年1回第三者の目でチェックし、その検査結果を



タブレット端末を利用して遠隔学習のできる「GIGAスクール事業」について説明がありました。

この総合教育会議は、村長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とし、毎年開催されています。

県へ報告するものです。

▼検査項目

- ① 浄化槽設備が正常に作動しているか(外観検査)
- ② 放流水が水質基準を満たしているか(水質検査)
- ③ 保守点検や清掃が適正に行われているか(書類検査)

▼法定検査の結果に問題があったら?

放置すると県から指導を

村内の空き家に関する 解体ローンの支払利子を補給します。

補助要件

- 天龍村内の空き家の所有者(配偶者・親族)である方。
- 所定の金融機関から受ける融資。
※貸金業による融資は対象外
- 補給期間は資金の償還期間です。

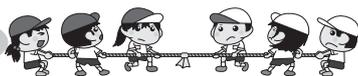


その他、補助制度の詳細に関する説明、ご相談等は
建設課建設係 ☎32-1022 までお問い合わせください。



受けることがあります。保守点検業者や清掃業者に、直ちに相談しましょう。
▼お問い合わせ先
公益社団法人 長野県浄化槽協会南信支所
☎ 0265 (72) 5740

第18回



天龍村大運動会開催

とき 9月12日(土) (雨天 9月13日(日))

ところ 天龍小学校グラウンド

保育所・小学校・中学校・公民館と合同により行います
※新型コロナウイルス感染症の影響により、規模縮小又は、中止とすることもあります。

小中学校へ各所より支援物資寄贈



▲興亜エレクトロニクス株式会社様ありがとうございます



◀JAみなみ信州様より中学校へ



▲興亜様からの物資を児童へ



▲JA様からの物資をプールで披露 (小学校)

5月14日(木)に天龍村社会福祉協議会様より手作りマスク、5月22日(金)に興亜エレクトロニクス株式会社様よりマスク、また6月17日(水)にはみなみ信州農業協同組合様より、手指消毒用アルコールとペーパータオル、生花(胡蝶蘭)をいただきました。

この度ご提供いただきました対策用品は、当村の学校運営の感染症対策用品として大切に活用し、子どもたちの学びの確保に努めさせていただきます。ありがとうございました。



天龍村をキレイに!



拾ったゴミを分別



ご協力ありがとうございました



草むらの奥に発見

5月26日(火)に天龍ピカピカ大作戦が行われました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小した中、天龍小学校児童、下伊那南部建設事務所のみなさんとともに①羽衣崎〜平岡ダム、②国道418号清水橋〜小学校、③役場〜小学校の3区間で、道路周辺の美化活動に取り組みました。小学生もコロナ禍の影響による休校が続いていましたが、当日は熱心に活動し、集まったごみ約30kgを回収することができ、沿道がとても綺麗になりました。天龍ピカピカ大作戦は毎年実施しており、今年で21年目となりましたが、ごみのない天龍村の道がいつまでも保たれるように、改めて一人一人が心がけましょう。

みんなできれいに！天龍ピカピカ大作戦

宝くじ公式サイトで宝くじを購入できるようになりました!

宝くじ公式サイトはコチラから



お得な特典、便利なサービスいろいろ! 宝くじ公式サイト会員登録ステップ

STEP1

「宝くじ公式サイト」を検索し、メールアドレスの登録(仮登録)

「宝くじ公式サイト」を検索して、宝くじサイトの新規会員登録ページでメールアドレスを登録(仮登録)します。

STEP2 会員情報の入力(会員登録)

- ① 入力いただいたメールアドレス宛に、メールが届きます。
- ② メールに記載されている会員登録用のURLをクリックします。
- ③ 画面に従って、氏名や生年月日等の情報を入力いただくと新規会員登録が完了します。

宝くじ売り場でポイントをためる/つかうための手続きは以上で完了

宝くじ公式サイトでのネット購入をご利用の方は、引き続き次のSTEP3の手続きをお願いします。

STEP3 決済情報の入力

ネット購入をご利用される方は、宝くじを購入するための「クレジットカード情報」および「口座情報」をお受け取りに利用する「口座情報」をご登録ください。

以上で、カンタン・便利な宝くじの「ネット購入」がご利用いただけるようになります!

本件に関するお問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料) 受付時間 10:30~18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。